

第 1054 回 高知市教育委員会 4 月定例会議案

1 開催日 平成 22 年 4 月 30 日(金)

2 委員長開会宣言

3 議事

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 市教委第 20 号 平成 23 年度使用小学校教科用図書に係る高知地区教科用図書採択協
議会への諮問について

4 委員長閉会宣言

5 出席者

(1) 委員	1 番委員長	野 本 明 美
	2 番委員	西 山 彰 一
	3 番委員	山 本 和 正
	4 番委員	西 森 やよい
	5 番教育長	松 原 和 廣
(2) 事務局	教育次長	依 岡 雅 文
	教育次長	松 井 成 起
	総務課長	弘 田 充 秋
	学校教育課長	片 岡 正 樹
	学事課長	国 沢 隆
	少年補導センター所長	田 所 和 仁
	総務課長補佐	近 森 象 太
	学校教育課学校教育班長	多 田 美奈子
	学校教育課学校教育班指導主幹	今 西 和 子
	学校教育課学校教育班指導主事	山 中 浩 介
	総務課総務係長	小 田 優
	総務課総務係主査	岡 宗 裕 美
	総務課総務係主査	森 尾 美 舗

第 1054 回 高知市教育委員会 4 月定例会 議事録

1 平成 22 年 4 月 30 日(金) 午後 4 時 30 分～午後 5 時 08 分(たかじょう庁舎 5 階会議室)

2 議事内容

開会 午後 4 時 30 分

野本委員長

ただいまから、第 1054 回高知市教育委員会 4 月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は山本委員さん、お願いいたします。

それでは、議案審査に入ります。日程第 2 市教委第 20 号「平成 23 年度使用小学校教科用図書に係る高知地区教科用図書採択協議会への諮問について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

学校教育課長

学校教育課長の片岡でございます。資料を配付させていただきます。

本年度は小学校の教科書採択の年でございます。9 教科 11 種目について教育委員会におきまして、8 月末までに採択を行うこととなります。これは、23 年度から小学校で新学習指導要領が完全実施されますので、それに伴うものです。

まず、教科書採択の仕組みについてご説明させていただきます。資料 1 ページをご覧ください。本市は単独で高知採択地区となっておりますので、本市独自で採択することとなります。まず、教育委員会から採択協議会に調査研究を諮問しまして、そこから更に調査研究委員会に、各教科書の専門的な調査を委任することとなります。その結果につきましては、調査研究委員会から採択協議会に対して報告され、採択協議会では種目ごとに 3 種を選定し、教育委員会に答申をすることとなります。教育委員会におきましては、その中から 1 種を採択するという流れとなります。この 3 種選定ということとでよいかどうかをご決定いただきたいと思います。

続きまして、平成 23 年度高知地区小学校教科用図書調査研究方針についてご説明させていただきます。2 ページをご覧ください。ここに平成 23 年度高知地区小学校教科用図書調査研究方針案を掲載しております。まず、現行の生きる力をはぐくむ理念は引き継がれておりまして、その中には環境問題等の課題もあるものと思います。

まず、「学習指導要領に定める各教科の目標が達成できるとともに、今日的な課題を踏まえた内容が配慮されているか」という方針を 1 番目に掲げております。2 番目に「内容の表現が性格・適切であり、かつ正しい判断力・思考力・創造力を養うことができるように配慮されているか」としてありますが、これは改正教育基本法に示された教育理念の中に、判断力、思考力、創造力という内容が含まれておることから掲げさせていただいております。3 番目に、「内容・分量・配列などが、児童の心身の発達段階に即し、児童が興味を持ち、自発的にも学習できるように配慮されているか」ということで、これは確かな学力を確立するために必要な時間の確保、授業時数からの視点の配慮がなされているかということになります。4 番目として、「挿絵・写真・図表等の資料が適切で、効果的に利用できるよう配慮されているか」ということですが、特に今回の改訂では、教育内容が増加されるため、より効果的な利用が可能であるかということから示したものでございます。5 番目として、「印刷が鮮明

であり、文字・紙質・製本などが適切であるか」とありまして、印刷や文字の大きさ、紙の質、製本などが適切であるかどうかを研究していただくという内容になっております。この5つの研究方針で良いかをお伺いするものでございます。

また、平成23年度小学校使用教科用図書の採択にかかわる調査研究についての諮問でございます。3ページをご覧ください。先ほど申し上げましたように、教育委員会から採択協議会に各種目の調査研究を行い、種目ごとに3種を選定するよう諮問するものでございまして、高知地区教科用図書採択協議会に対して野本委員長名で諮問してよろしいかをお伺いするものでございます。

次に、4ページをご覧ください。ここに高知地区教科用図書採択協議会規則を掲載しておりまして、協議会は委員17人をもって組織するということが第3条に定められております。

次に、6ページをご覧ください。ここに高知地区小学校教科用図書調査研究委員会規則を掲載しております。第3条に、委員80人以内をもって組織することが定められておりまして、教科ごとに研究していただく方々に関する規則でございます。

次に、8ページをご覧ください。平成23年度使用小学校教科用図書調査研究実施要領でございます。2として委員会の委員の教科別の人数を掲げております。4には3段階の評価を記入するように定めております。

なお、高知地区教科用図書採択協議会委員及び平成23年度使用高知地区小学校教科用図書調査研究委員会の委員については、平成22年8月31日まで非公開とさせていただいておりまして、教育委員さんには、別途お示しさせていただきます。

11ページをご覧ください。採択協議会は5回、調査研究委員会は2回開催される予定でございます。その中で、採択協議会で3種選定を行ったあと、7月下旬から8月初旬までの間で教育委員会を開催していただきまして、3種のうちから1種を採択していただくという流れを考えておりますのでよろしくお願いたします。

なお、教科書は法定展示ということで、教科書センターにおいて展示することとされております。今回、小学校教科用図書につきましては、より多くの市民の皆様方に公開するため、新たに市民図書館本館で6月22日から7月1日まで公開する方向で進めております。本来であれば、法定の教科書センターだけの展示でよいのですが、今回の改訂では市民図書館を利用させていただきたいと考えております。

次に、12ページに平成20年度に行った小学校教科用図書の採択一覧表を掲載しておりますが、先ほど申し上げましたように、高知県には採択地区が8地区あり、高知市は単独でございますが、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育の8種目を単独で採択するものでございます。野本委員長

この件に関して、質疑等はございませんか。

松原教育長

審議する内容が広いですので、まず2ページにある調査研究方針案についてよいかどうか、というように順番にやっていったら具体的になってくると思いますが、そういうことでいかがでしょうか。学校教育課長

大きくは2点でございまして、1点目は2ページの調査研究方針が良いかどうか、2点目は3ページにあるように教育委員長名で3種選定という形で諮問することが良いかということを決めていただきたいと思っております。

野本委員長

それでは、まず調査研究方針案についてはいかがでしょうか。

西山委員

おそらく2の項目の中に折り込まれているのだと思いますが、家庭学習にウエイトをかける必要性が言われておりました、自主学習や予習がやりやすいという点が配慮されているか、子どもたちにそういった段階を追って示したものになっているかどうかというように、自発的に学習するように配慮されているかということ意見を述べていただきたいと思います。

西森委員

追加資料として、平成18年度の調査研究結果一覧表というものをいただきましたが、先ほど説明されたと思うのですが、もう一度お教えください。調査研究方針案の1項目目にある「学習指導要領に定める各教科の目標が達成できるとともに、今日的な課題を踏まえた内容が配慮されているか」ということで、これを国語に置き換えたとき、18年度には「生きる力の育成」ということが具体的に書かれておりましたが、これが今回除かれているのは、こういった理由からでしょうか。

学校教育課長

学校教育課長の片岡でございます。採択協議会のほうで、例えば「生きる力の育成」というものを付け加えることもできますし、今日的課題というのはさまざまに分かれていきますので、環境教育といったことも付け加えながら方針として掲載することは可能となっておりますので、「環境」を入れる教科もあれば、「環境」を入れない教科もあるというのが実情でございます。基本的には、「生きる力」というのは継続することなので、ここに入れるような形で各教科にお願いしているところでございます。

西森委員

今のところ、全教科共通ということでこういう書きぶりになっている理解でよろしいでしょうか。

学校教育課長

はい、そうです。

それと、先ほどの自主学習の件ですが、自発的なステップにつきましても、方針の3番目にうたわれておりますので、なおその部分については、最初の会で改めて強く協議会の委員の皆様方に検討していただくことを付け加えさせていただくということでよろしいでしょうか。

西山委員

よろしく申し上げます。

ご考慮いただきたいという点がもう一点ございまして、2の項目にある「正しい判断力・思考力・創造力を養う」ということの基になるのですが、何のためにこれを守らなければいけないのだろうかという素朴な疑問に、ある程度の答えがほしいですね。

ただ、言われるがまま知識を吸収するということで終わらせますと、消化不良になってしまう恐れが出てきますので、今やっていることは何に役に立つのかということに関連性を持たせてあげると、より正しい判断力、思考力、創造力につながっていくのだろうと思います。日常的な課題として目的意識ということが話題にもなりますし、これが生きる力にリンクしていくのではないかと思いますので、ご考慮いただけるといいのではないかと思います。

学校教育課長

学校教育課長の片岡でございます。西山委員さんからお話しいただいたように、そういったことがわかりやすく配慮された教科書を選んでいただきたいという内容を追加して協議会の委員の皆様にお

話していきたいと思います。

山本委員

いろいろ調査された中で、高知の子どもの弱い部分が出ていると思うのですが、そういった部分がわかりやすく表現されているものを今回採択していければいいのではないかと思うのですがいかがでしょうか。

学校教育課長

学校教育課長の片岡でございます。説明が不足した点を付け加えさせていただきたいと思います。今回の採択で、最も重要なこととして委員の皆様方をお願いしたいことは、高知市の子どもたちに確かな学力を定着させるという点で、教科書がどのように構成されているか。高知の子どもにとってどの教科書が適切であるかという点を、この研究方針とともに訴えていきたいと思っております。

残念ながら、特に高知市の中学生の学力は、全国と比べ随分と厳しい状況にあります。その一つに「基礎・基本」をもう一回徹底するという点と、例えば算数でいうとB問題、いわゆる「活用」の部分に対しても少し全国から離されている点がございますので、その両方が配慮され使いやすいという部分については、選定委員の中には校長先生や教頭先生、各教科のベテランの先生方がいらっしゃいますので、その部分でもしっかりと選定していただけるものと確信しております。

西山委員

山本委員のお話の付け足しになりますが、分かったふりでそのまま通り過ぎないで、どの段階でつまづいているかがわかるようなことが必要だと思います。これは教科書というよりは、先生方の指導でカバーする部分になるのかも知れませんが、中学生ぐらいになると「分かった、分かった」といっても、実際にはどの程度理解できているのか、またどこでつまづいているかをわからないまま過ぎてしまいますと、問題が深刻になってしまうように思いますので、その辺をお考えいただきたいと思います。

ただ、これは教科書だけでカバーできる問題ではないかも知れません。

野本委員長

次に、種目ごとの3種を選定するという点について、通例では3種を選定ということでやっていると思うのですが、そのあたりではいかがでしょうか。

西森委員

基本的なところですが、なぜ3種選定とされているのかを教えてくださいたいと思います。

学校教育課長

学校教育課長の片岡でございます。図画工作や家庭などのように検定済の見本の教科書が少ない教科もありますが、算数などはたくさん教科書会社から検定済の検定本が出されております。そうした中であって、3つ程度を選んでおくことで、教育委員会として採択する際には選定しやすいのではないかと思います。

仮に1つだけを選んでしまうと、逆に他はどうなのかとなると思います。では、2つとなるとどちらかを選ぶということにもなりますし、また5つ、6つになると多くなり過ぎることです。そこで、今回も3種選定でよろしいかどうか。あるいは、そういうのはなしに全部を採択協議会からあげてきて決めるのか、事務局案としては3種ですが、すべてをあげるとか、またいくつか絞るかといったことについてもご決定いただけたらというふうに思っております。

松原教育長

採択の決定は、この教育委員の会議で行います。ただ、専門家でない委員がすべての中から選び採

択していくことはなかなか大変だと思います。だから、専門家のいる採択協議会という会を設けて、そこでいろいろな中から採択のための基準に確実に適合できる3種に絞り、その3種から我々教育委員が採択するというふうなことで良いのではないかと思います。

学校教育課長

採択協議会規則では3種選定ということが定められておりますが、規則を変更することは可能ですので、まずは、3種選定で良いかどうかをお諮りいただきたいと思います。

山本委員

例えば、AからCまでの3段階の評価の中で、すべてがA評価だった場合に、3種の中でも特に推奨するような意見が出た場合には、採択協議会からそういった意見は報告されるのでしょうか。

学校教育課長

学校教育課長の片岡でございます。文言を付して答申されますので、教科書をご覧いただきながら、同時に採択協議会からの答申にある意見をご覧いただきながら判断していただきます。

山本委員

例えば、同じA評価の中でも、専門家の視点でこちらのA評価の方が優れているというものがあるとすれば、意見を出していただきたいと思うのですがいかがですか。

松原教育長

基本的には、3種に選定された教科書は、どの教科書を採択しても高知市の子どもたちが使用するうえで大丈夫というのが選ばれるというように思います。

西森委員

資料の2枚目に、国語だと5社からで、算数や社会が多くて、家庭や図画工作となるともっと絞られてくるように思うのですが、それぞれ何社くらいあるのですか。

学校教育課長

学校教育課長の片岡でございます。国語が5社、書写が6社、社会が4社ですが、地図は2社しかありません。算数が6社、理科が6社、生活が8社、音楽が3社、図画工作が3社、家庭が2社、体育保健が5社でございます

西森委員

3種といったときに、実質上は、音楽、図画工作、家庭については、全部が上がってきますね。実際、3種に足りないものもあるわけですね。とすれば、母集団に応じて数を変動させるということはあるのですか。例えば、6社とか8社選択肢があれば3種に絞り込むのは大変ですが、逆に家庭だと2社ですから全部上がってきますね。当然、細かい意見は付記されると思うのですが、その辺りはどうですか。

学校教育課長

学校教育課長の片岡でございます。今のところ3種と決めておりますので、そこで数量によって調整が必要であるならば、教育委員会において規則を変えるということになります。

野本委員長

西山委員はご経験がおありですね、いかがですか。

西山委員

ある程度の絞り込みという作業は必要だと思います。それに対して、論点の記載もあるということですので、選定数としてはこれで良いのではないかと思います。

野本委員長

他にご意見はありませんか。

他にご意見はないようですので、質疑を終了し採決いたします。市教委第 20 号「平成 23 年度使用小学校教科用図書に係る高知地区教科用図書採択協議会への諮問について」は、それぞれ原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

野本委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 20 号は原案のとおり決しました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。これで、教育委員会を閉会します。

開会 午後 5 時 08 分

委員長 _____

3 番委員 _____